

※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 市長提出議案目錄 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案番号	件 名	頁	摘 要
報 2	専決処分したものの報告について	3	
(専 2)	損害賠償の額を定めることについて	5	物損事故
報 3	専決処分したものの承認を求めることについて	7	
(専 3)	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	9	
(専 4)	令和 6 年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）	21	
40	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		(当日配布)
41	監査委員の選任につき同意を求めることについて		(当日配布)

報告第2号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年5月13日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

損害賠償の額を定めることについて

專決第2号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年4月23日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年2月8日（土）午前8時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市上佐野
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	112,200円
事故の概要	建設課職員が除雪作業中、沿道住宅の玄関タイルに除雪車のスノープラウを接触させ損害をあたえたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第3号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- 1 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

専決第3号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年4月1日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

豊岡市条例第11号

（以下条例案のとおり）

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の右に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第4項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項及び第4項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号及び次項第2号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「運転免許証」の右に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第2号中「運転免許証」の右に「又は免許情報記録」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市市税条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市市税条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 2輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税の種別割の税率を年額2,000円とすること。(第82条関係)
- (2) 2輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税の種別割の減免を受けようとする者は、その申請書に原動機の総排気量及び最高出力を記載することとする。こと。(第89条関係)
- (3) 身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免を受けようとする者が行う運転免許証の提示について、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードによることを可能とすることとし、その場合においては、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととする。こと。(第90条関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) 軽自動車税の種別割について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（市民税の申告） 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同	（市民税の申告） 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同

2)~(4) 略

2 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、
1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ_____に掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

① 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は
 _____定格出力が0.8キロワットを超えるもの
 年額 2,400円

三 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基

条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)~(4) 略

2 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、
1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの
年額 2,400円

オ 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの及び道路運送車両の保安基

準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

（種別割の減免）

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(9) 略

3 略

準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

（種別割の減免）

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(9) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び次項において「運転免許証」という。)を提示

_____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び次項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第4項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項及び第4項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度に第1項第1号の規定による種別割の減免を受けた者が引き続き減免を受けようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した申請書により提出するものとする。この場合において、第2号に該当するときは、運転免許証_____を提示しなければならない。

(1) 略

(2) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項に変更がないとき、かつ、前項第5号に掲げる事項のうち運転免許証_____の有効期間の更新による変更であって種類、条件等に関する変更がないとき。

4 略

5 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納

許情報記録（以下この号及び次項第2号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度に第1項第1号の規定による種別割の減免を受けた者が引き続き減免を受けようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した申請書により提出するものとする。この場合において、第2号に該当するときは、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード_____を提示しなければならない。

(1) 略

(2) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項に変更がないとき、かつ、前項第5号に掲げる事項のうち運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新による変更であって種類、条件等に関する変更がないとき。

4 前2項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

5 略

6 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納

期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

専決第4号

令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,025,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税		493,634	△29,312	464,322
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	88,513	△1,049	87,464
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	294,270	△26,604	267,666
	4. 森 林 環 境 譲 与 税	110,208	△2,077	108,131
	5. 航 空 機 燃 料 譲 与 税	643	418	1,061
3. 利 子 割 交 付 金		5,107	1,456	6,563
	1. 利 子 割 交 付 金	5,107	1,456	6,563
4. 配 当 割 交 付 金		80,014	37,101	117,115
	1. 配 当 割 交 付 金	80,014	37,101	117,115
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		79,370	75,272	154,642
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	79,370	75,272	154,642
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		179,186	27,321	206,507
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	179,186	27,321	206,507
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,834,413	159,322	1,993,735
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,834,413	159,322	1,993,735
8. ゴルフ場利用税交付金		10,082	148	10,230
	1. ゴルフ場利用税交付金	10,082	148	10,230
10. 環 境 性 能 割 交 付 金		82,832	△35	82,797
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	82,832	△35	82,797
11. 地 方 特 例 交 付 金		423,338	△34,324	389,014
	1. 地 方 特 例 交 付 金	413,338	△30,967	382,371
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交 付 金	10,000	△3,357	6,643
12. 地 方 交 付 税		17,840,606	193,042	18,033,648
	1. 地 方 交 付 税	17,840,606	193,042	18,033,648
13. 交通安全対策特別交付金		7,703	343	8,046
	1. 交通安全対策特別交付金	7,703	343	8,046
16. 国 庫 支 出 金		6,801,576	110,556	6,912,132

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2. 国 庫 補 助 金	3, 718, 773	110, 556	3, 829, 329
17. 県 支 出 金		3, 287, 949	△2, 645	3, 285, 304
	2. 県 補 助 金	1, 084, 754	△2, 645	1, 082, 109
18. 財 産 収 入		439, 213	1, 261	440, 474
	1. 財 産 運 用 収 入	57, 814	1, 261	59, 075
20. 繰 入 金		1, 809, 823	△325, 267	1, 484, 556
	2. 基 金 繰 入 金	1, 643, 870	△325, 267	1, 318, 603
22. 諸 収 入		2, 791, 876	35, 288	2, 827, 164
	5. 雑 入	2, 222, 371	35, 288	2, 257, 659
23. 市 債		2, 452, 300	△145, 700	2, 306, 600
	1. 市 債	2, 452, 300	△145, 700	2, 306, 600
歳 入 合 計		51, 921, 788	103, 827	52, 025, 615

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		9,084,653	104,158	9,188,811
	1. 総 務 管 理 費	8,315,044	104,158	8,419,202
12. 公 債 費		5,669,005	△331	5,668,674
	1. 公 債 費	5,669,005	△331	5,668,674
歳 出 合 計		51,921,788	103,827	52,025,615

第 2 表 地方債補正

廃止		(単位 千円)		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産業施設 補助災害復旧事業費 〔農地農業用施設〕	200 〔 200 〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
臨時財政対策債	70,400			
計	70,600			

起債の目的	限度額		(単位 千円)	
	補正前	補正後		
鉄道交通対策事業費 〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	29,400 〔 29,400 〕	22,800 〔 22,800 〕		
庁舎整備事業費 〔竹野庁舎〕	89,500 〔 34,300 〕	87,100 〔 32,900 〕		
〔日高庁舎〕	〔 13,100 〕	〔 12,200 〕		
〔本庁舎〕	〔 42,100 〕	〔 42,000 〕		
市民プラザ整備事業費	14,800	14,200		
コミュニティセンター整備事業費 〔中竹野地区コミュニティセンター〕	182,000 〔 129,000 〕	149,300 〔 96,300 〕		
児童福祉施設整備事業費 〔西保育園〕	34,400 〔 34,400 〕	26,800 〔 26,800 〕		
観光施設整備事業費 〔城崎温泉交流センター〕	17,300 〔 8,000 〕	14,500 〔 5,200 〕		
工場公園管理事業費 〔汚水ポンプ施設〕	2,100 〔 2,100 〕	2,000 〔 2,000 〕		
泉源施設整備事業費 〔竹野泉源〕	40,300 〔 40,300 〕	39,100 〔 39,100 〕		
橋りょう整備事業費 〔橋りょう長寿命化事業〕	228,900 〔 173,600 〕	229,900 〔 174,600 〕		
消雪装置整備事業費	86,800	85,000		

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
河 川 改 良 事 業 費	48,500	48,400
〔 普 通 河 川 整 備 事 業 〕	〔 39,100 〕	〔 39,000 〕
公 園 整 備 事 業 費	59,800	59,500
〔 公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 10,500 〕	〔 10,300 〕
〔 中 央 公 園 〕	〔 49,300 〕	〔 49,200 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	172,200	160,900
〔 消 火 栓 〕	〔 9,200 〕	〔 7,600 〕
〔 消 防 団 施 設 〕	〔 44,700 〕	〔 35,000 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	318,800	355,600
〔 三 江 小 学 校 〕	〔 50,700 〕	〔 51,900 〕
〔 竹 野 小 学 校 〕	〔 177,800 〕	〔 213,400 〕
公 立 中 学 校 整 備 事 業 費	248,500	213,600
〔 竹 野 中 学 校 〕	〔 248,500 〕	〔 213,600 〕
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	23,900	23,600
〔 図 書 館 〕	〔 10,700 〕	〔 10,400 〕
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 費	79,800	69,600
〔 出 石 グ ラ ウ ン ド 〕	〔 29,500 〕	〔 27,400 〕
〔 八 条 小 学 校 夜 間 照 明 〕	〔 16,200 〕	〔 8,100 〕
計	2,381,700	2,306,600

令和 6 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 12 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	493,634	△29,312	464,322
3. 利子割交付金	5,107	1,456	6,563
4. 配当割交付金	80,014	37,101	117,115
5. 株式等譲渡所得割交付金	79,370	75,272	154,642
6. 法人事業税交付金	179,186	27,321	206,507
7. 地方消費税交付金	1,834,413	159,322	1,993,735
8. ゴルフ場利用税交付金	10,082	148	10,230
10. 環境性能割交付金	82,832	△35	82,797
11. 地方特例交付金	423,338	△34,324	389,014
12. 地方交付税	17,840,606	193,042	18,033,648
13. 交通安全対策特別交付金	7,703	343	8,046
16. 国庫支出金	6,801,576	110,556	6,912,132
17. 県支出金	3,287,949	△2,645	3,285,304
18. 財産収入	439,213	1,261	440,474
20. 繰入金	1,809,823	△325,267	1,484,556
22. 諸収入	2,791,876	35,288	2,827,164
23. 市債	2,452,300	△145,700	2,306,600
歳入合計	51,921,788	103,827	52,025,615

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	9,084,653	104,158	9,188,811
3. 民 生 費	15,780,638	0	15,780,638
7. 商 工 費	2,649,154	0	2,649,154
8. 土 木 費	5,431,722	0	5,431,722
9. 消 防 費	1,729,289	0	1,729,289
10. 教 育 費	4,630,040	0	4,630,040
11. 災 害 復 旧 費	0	0	0
12. 公 債 費	5,669,005	△331	5,668,674
歳 出 合 計	51,921,788	103,827	52,025,615

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	△42,300	△5,741	152,199
	△7,600	△138	7,738
	△4,100		4,100
110,556	△1,200		△109,356
	△11,300		11,300
	△8,600	△534	9,134
	△200		200
			△331
110,556	△75,300	△6,413	74,984

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	88,513	△1,049	87,464
計	88,513	△1,049	87,464

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	294,270	△26,604	267,666
計	294,270	△26,604	267,666

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 森 林 環 境 譲 与 税	110,208	△2,077	108,131
計	110,208	△2,077	108,131

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 航 空 機 燃 料 譲 与 税	643	418	1,061
計	643	418	1,061

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 利 子 割 交 付 金	5,107	1,456	6,563
計	5,107	1,456	6,563

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方揮発油譲与税	△1,049	地方揮発油譲与税 △1,049

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 自動車重量譲与税	△26,604	自動車重量譲与税 △26,604

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 森林環境譲与税	△2,077	森林環境譲与税 △2,077

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 航空機燃料譲与税	418	航空機燃料譲与税 418

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子割交付金	1,456	利子割交付金 1,456

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	80,014	37,101	117,115
計	80,014	37,101	117,115

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	79,370	75,272	154,642
計	79,370	75,272	154,642

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法人事業税交付金	179,186	27,321	206,507
計	179,186	27,321	206,507

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,834,413	159,322	1,993,735
計	1,834,413	159,322	1,993,735

(款) 8. ゴルフ場利用税交付金

(項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	10,082	148	10,230
計	10,082	148	10,230

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 配 当 割 交 付 金	37, 101	配当割交付金 37, 101

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	75, 272	株式等譲渡所得割交付金 75, 272

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 法人事業税交付金	27, 321	法人事業税交付金 27, 321

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方消費税交付金	159, 322	地方消費税交付金 159, 322

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. ゴルフ場利用税交付金	148	ゴルフ場利用税交付金 148

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	82,832	△35	82,797
計	82,832	△35	82,797

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	413,338	△30,967	382,371
計	413,338	△30,967	382,371

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	10,000	△3,357	6,643
計	10,000	△3,357	6,643

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,840,606	193,042	18,033,648
計	17,840,606	193,042	18,033,648

(款) 13. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	7,703	343	8,046
計	7,703	343	8,046

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 環境性能割交付金	△35	環境性能割交付金 △35

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	△30,967	地方特例交付金 △30,967

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△3,357	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 △3,357

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方交付税	193,042	特別交付税 193,042

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 交通安全対策特別交付金	343	交通安全対策特別交付金 343

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土木費国庫補助金	399,903	110,556	510,459
計	3,718,773	110,556	3,829,329

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	49,970	△2,645	47,325
計	1,084,754	△2,645	1,082,109

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	29,523	1,261	30,784
計	57,814	1,261	59,075

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	475,721	△317,593	158,128
13. 地域振興基金繰入金	640,758	△138	640,620
16. 公共施設整備基金繰入金	109,000	△7,536	101,464
計	1,643,870	△325,267	1,318,603

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 道路橋りょう費補助金	110,556	防災・安全交付金 雪害対策事業費 臨時道路除雪事業費補助金	16,556 16,556 94,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△2,645	市町振興支援交付金	△2,645

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 基金運用利子	1,261	財政調整基金利子	1,261

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	△317,593	財政調整基金繰入金	△317,593
1. 地域振興基金繰入金	△138	地域振興基金繰入金	△138
1. 公共施設整備基金繰入金	△7,536	公共施設整備基金繰入金	△7,536

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	2,222,111	35,288	2,257,399
計	2,222,371	35,288	2,257,659

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	319,700	△42,300	277,400
3. 民生債	62,600	△7,600	55,000
7. 商工債	59,700	△4,100	55,600
8. 土木債	769,700	△1,200	768,500
9. 消防債	172,700	△11,300	161,400
10. 教育債	683,800	△8,600	675,200

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 雑 入	35,288	兵庫県市町村振興協会市町交付金 35,288

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 債	△42,300	鉄道交通対策事業債 △6,600 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 △6,600 庁舎整備事業債 △2,400 竹野庁舎 △1,400 日高庁舎 △900 本庁舎 △100 市民プラザ整備事業債 △600 コミュニティセンター整備事業債 △32,700 中竹野地区コミュニティセンター △32,700
3. 児 童 福 祉 債	△7,600	児童福祉施設整備事業債 △7,600 西保育園 △7,600
1. 商 工 債	△4,100	観光施設整備事業債 △2,800 城崎温泉交流センター △2,800 工場公園管理事業債 △100 汚水ポンプ施設 △100 泉源施設整備事業債 △1,200 竹野泉源 △1,200
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△800	橋りょう整備事業債 1,000 橋りょう長寿命化事業 1,000 消雪装置整備事業債 △1,800
3. 河 川 債	△100	河川改良事業債 △100 普通河川整備事業 △100
5. 都 市 計 画 債	△300	公園整備事業債 △300 公園施設長寿命化事業 △200 中央公園 △100
1. 消 防 債	△11,300	消防防災施設整備事業債 △11,300 消火栓 △1,600 消防団施設 △9,700
2. 小 学 校 債	36,800	公立小学校整備事業債 36,800 三江小学校 1,200 竹野小学校 35,600
3. 中 学 校 債	△34,900	公立中学校整備事業債 △34,900 竹野中学校 △34,900
5. 社 会 教 育 債	△300	社会教育施設整備事業債 △300

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(教 育 債)			
11. 災 害 復 旧 債	200	△200	0
14. 臨 時 財 政 対 策 債	70,400	△70,400	0
計	2,452,300	△145,700	2,306,600

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(社 会 教 育 債)		図書館	△300
6. 保 健 体 育 債	△10,200	保健体育施設整備事業債 出石グラウンド 八条小学校夜間照明	△10,200 △2,100 △8,100
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	△200	補助災害復旧事業債 農地農業用施設	△200 △200
1. 臨 時 財 政 対 策 債	△70,400	臨時財政対策債	△70,400

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	2,641,391	104,158	2,745,549		△100	△5,741	109,999
8. 公共交通対策費	407,404	0	407,404		△6,600		6,600
12. 市民プラザ費	83,800	0	83,800		△600		600
14. 竹野振興局費	57,580	0	57,580		△1,400		1,400
15. 日高振興局費	35,768	0	35,768		△900		900
32. 地域コミュニティ 推 進 費	526,316	0	526,316		△32,700		32,700
計	8,315,044	104,158	8,419,202		△42,300	△5,741	152,199

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 医療費助成事業費	379,923	0	379,923			△138	138
計	5,787,338	0	5,787,338			△138	138

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 公 立 園 費	788,808	0	788,808		△7,600		7,600
計	5,593,266	0	5,593,266		△7,600		7,600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	104,158	基金管理費 【財政課・農林水産課・会計課】 104,158 財政調整基金積立金 100,000 財政調整基金積立金 (利子) 1,261 森林環境基金積立金 2,897
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 工場公園等管理費	10,823	0	10,823		△100		100
9. 観光施設管理費	143,612	0	143,612		△4,000		4,000
計	2,649,154	0	2,649,154		△4,100		4,100

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 雪 害 対 策 費	918,625	0	918,625	110,556	△1,800		△108,756
5. 橋りょう維持費	514,293	0	514,293		1,000		△1,000
計	2,216,280	0	2,216,280	110,556	△800		△109,756

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 河 川 総 務 費	62,717	0	62,717		△100		100
計	62,717	0	62,717		△100		100

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 公 園 管 理 費	93,948	0	93,948		△300		300
計	2,426,651	0	2,426,651		△300		300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 非 常 備 消 防 費	453,749	0	453,749		△9,700		9,700
3. 消 防 施 設 費	84,293	0	84,293		△1,600		1,600
計	1,729,289	0	1,729,289		△11,300		11,300

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 学 校 振 興 費	1,018,907	0	1,018,907		700		△700
計	1,602,556	0	1,602,556		700		△700

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 小学校施設整備費	251,125	0	251,125		1,200		△1,200
計	756,755	0	756,755		1,200		△1,200

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 図 書 館 費	174,451	0	174,451		△300		300
計	709,310	0	709,310		△300		300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	88,036	0	88,036		△8,100		8,100
5. 市民グラウンド費	141,958	0	141,958		△2,100	△534	2,634
計	1,036,442	0	1,036,442		△10,200	△534	10,734

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	0	0	0		△200		200
計	0	0	0		△200		200

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	148,296	△331	147,965				△331
計	5,669,005	△331	5,668,674				△331

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引	△331	市債利子 【財政課】 市債利子

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	28,032,518	25,579,825	3,126,600	△ 75,100
(1) 総 務	3,937,318	3,528,493	360,700	△ 42,300
(2) 民 生	132,420	185,187	62,600	△ 7,600
(5) 商 工	1,185,920	982,876	59,700	△ 4,100
(6) 土 木	7,181,205	7,019,380	1,041,800	△ 1,200
(7) 消 防	3,151,409	2,602,636	239,300	△ 11,300
(8) 教 育	6,659,721	6,036,183	1,031,700	△ 8,600
2. 災 害 復 旧 債	238,276	234,977	39,700	△ 200
(1) 農 林 水 産	49,747	55,459	10,400	△ 200
3. そ の 他 債	14,682,396	13,255,089	170,700	△ 70,400
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	13,921,064	12,553,930	70,400	△ 70,400
合 計	42,953,190	39,069,891	3,337,000	△ 145,700

(単位 千円)

増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込			
補正後の額	額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,051,500	4,061,442	24,644,983	△ 75,100	24,569,883
318,400	574,427	3,314,766	△ 42,300	3,272,466
55,000	22,000	225,787	△ 7,600	218,187
55,600	180,240	862,336	△ 4,100	858,236
1,040,600	814,748	7,246,432	△ 1,200	7,245,232
228,000	668,118	2,173,818	△ 11,300	2,162,518
1,023,100	1,023,260	6,044,623	△ 8,600	6,036,023
39,500	36,833	237,844	△ 200	237,644
10,200	29,504	36,355	△ 200	36,155
100,300	1,422,234	12,003,555	△ 70,400	11,933,155
	1,248,101	11,376,229	△ 70,400	11,305,829
3,191,300	5,520,509	36,886,382	△ 145,700	36,740,682

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	493,634	△ 29,312	464,322
3	利 子 割 交 付 金	5,107	1,456	6,563
4	配 当 割 交 付 金	80,014	37,101	117,115
5	株式等譲渡所得割交付金	79,370	75,272	154,642
6	法 人 事 業 税 交 付 金	179,186	27,321	206,507
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,834,413	159,322	1,993,735
8	ゴルフ場利用税交付金	10,082	148	10,230
10	環 境 性 能 割 交 付 金	82,832	△ 35	82,797
11	地 方 特 例 交 付 金	423,338	△ 34,324	389,014
12	地 方 交 付 税	17,840,606	193,042	18,033,648
13	交通安全対策特別交付金	7,703	343	8,046
16	国 庫 支 出 金	6,801,576	110,556	6,912,132
17	県 支 出 金	3,287,949	△ 2,645	3,285,304
18	財 産 収 入	439,213	1,261	440,474
20	繰 入 金	1,809,823	△ 325,267	1,484,556
22	諸 収 入	2,791,876	35,288	2,827,164
23	市 債	2,452,300	△ 145,700	2,306,600
歳 入 合 計		51,921,788	103,827	52,025,615

(単位 千円)

主 な 内 容			
地方揮発油譲与税	△ 1,049	自動車重量譲与税	△ 26,604
森林環境譲与税	△ 2,077	航空機燃料譲与税	418
地方特例交付金	△ 30,967	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△ 3,357
特別交付税	193,042		
防災・安全交付金	16,556	臨時道路除雪事業費	94,000
市町振興支援交付金	△ 2,645		
財政調整基金利子	1,261		
財政調整基金	△ 317,593	地域振興基金	△ 138
公共施設整備基金	△ 7,536		
兵庫県市町村振興協会市町交付金	35,288		
鉄道交通対策事業債	△ 6,600	庁舎整備事業債	△ 2,400
市民プラザ整備事業債	△ 600	コミュニティセンター整備事業債	△ 32,700
児童福祉施設整備事業債	△ 7,600	観光施設整備事業債	△ 2,800
工場公園管理事業債	△ 100	泉源施設整備事業債	△ 1,200
橋りょう整備事業債	1,000	消雪装置整備事業債	△ 1,800
河川改良事業債	△ 100	公園整備事業債	△ 300
消防防災施設整備事業債	△ 11,300	公立小学校整備事業債	36,800
公立中学校整備事業債	△ 34,900	社会教育施設整備事業債	△ 300
保健体育施設整備事業債	△ 10,200	補助災害復旧事業債	△ 200
臨時財政対策債	△ 70,400		

歳出補正予算総括表

款名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	9,084,653	104,158	9,188,811
12	公 債 費	5,669,005	△ 331	5,668,674
歳 出 合 計		51,921,788	103,827	52,025,615

(単位 千円)

主 な 内 容	
基金管理費	104,158
市債利子	△ 331

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
22	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	5,861,397	△ 331	5,861,066
24	積 立 金	2,048,727	104,158	2,152,885
歳 出 合 計		51,921,788	103,827	52,025,615

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
9	公 債 費	5,668,805	△ 331	5,668,474
(1)	元 利 償 還 費	5,666,805	△ 331	5,666,474
(イ)	利 子	146,296	△ 331	145,965
10	積 立 金	2,048,727	104,158	2,152,885
歳 出 合 計		51,921,788	103,827	52,025,615

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	庁舎管理費（本庁舎）			△ 100		100
	鉄道交通対策事業費			△ 6,600		6,600
	市民プラザ管理費			△ 600		600
	庁舎管理費（竹野庁舎）			△ 1,400		1,400
	庁舎管理費（日高庁舎）			△ 900		900
	コミュニティセンター管理費			△ 32,700		32,700
小計		0	0	△ 42,300	0	42,300
民生費	保育所等管理費			△ 7,600		7,600
小計		0	0	△ 7,600	0	7,600
商工費	工場公園等管理費			△ 100		100
	城崎観光施設管理費			△ 2,800		2,800
	源泉管理費			△ 1,200		1,200
小計		0	0	△ 4,100	0	4,100
土木費	雪害対策事業費			△ 1,800		1,800
	橋りょう長寿命化事業費			1,000		△ 1,000
	普通河川整備事業費			△ 100		100
	公園施設長寿命化事業費			△ 200		200
	中央公園整備事業費			△ 100		100
消防費	非常備消防事業費			△ 9,700		9,700
	消火栓管理費			△ 1,600		1,600
小計		0	0	△ 11,300	0	11,300
教育費	小中一貫校整備事業費			700		△ 700
	学校施設整備事業費			1,200		△ 1,200
	図書館管理費			△ 300		300
	学校開放事業費			△ 8,100		8,100
小計		0	0	△ 8,600	0	8,600
合計		0	0	△ 75,100	0	75,100

<災害復旧事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費			△ 200		200
合 計		0	0	△ 200	0	200

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
災害復旧事業債 (充当率80%)	農林水産業施設 補助災害復旧事業	農地農業用施設	△ 200
小計			△ 200
学校教育施設等 整備事業債 (充当率75%)	公立小学校整備事業	三江小学校改修事業	△ 1,500
小計			△ 1,500
一般補助施設整備 等事業債 (充当率100%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備 事業費補助金	△ 6,600
小計			△ 6,600
合併特例事業債 (充当率95%)	公園整備事業	中央公園整備事業	△ 100
小計			△ 100
緊急防災・減災 事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備事業	△ 1,600
		消防団施設整備事業	△ 9,700
小計			△ 11,300
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%)	庁舎整備事業	日高庁舎改修事業	△ 400
	市民プラザ整備事業	市民プラザ改修事業	△ 600
	工場公園管理事業費	汚水ポンプ施設改修事業	△ 100
	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	△ 200
	公立小学校整備事業	三江小学校改修事業	2,700
	社会教育施設整備事業	図書館改修事業	△ 300
	保健体育施設整備事業	出石グラウンド改修事業	△ 2,100
		八条小学校夜間照明改修事業	△ 8,100
小計			△ 9,100
緊急自然災害 防止対策債 (充当率100%)	河川改良事業	普通河川整備事業	△ 100
小計			△ 100

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
脱炭素化 推進事業債 (充当率90%)	庁舎整備事業	竹野庁舎改修事業	△ 800
		日高庁舎改修事業	△ 500
		本庁舎改修事業	△ 100
小計			△ 1,400
こども・子育て 支援事業債 (充当率90%)	児童福祉施設整備事業	西保育園改修事業	△ 7,600
小計			△ 7,600
辺地対策事業債 (充当率100%)	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	1,000
小計			1,000
過疎対策事業債 (充当率100%)	庁舎整備事業	竹野庁舎改修事業	△ 600
	コミュニティセンター整備事業	中竹野地区コミュニティセンター再整備事業	△ 32,700
	観光施設整備事業	城崎温泉交流センター再整備事業	△ 2,800
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 1,800
	公立小学校整備事業費	竹野小学校整備事業	35,600
	公立中学校整備事業費	竹野中学校整備事業	△ 34,900
	泉源施設整備事業	竹野泉源改修事業	△ 1,200
小計			△ 38,400
臨時財政対策債			△ 70,400
小計			△ 70,400
合計			△ 145,700

